

【住宅性能証明 基準改正・様式変更・等級表記の変更のご案内】

お客様各位

令和6年5月1日
ユーディーアイ確認検査株式会社

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、住宅性能証明業務におきまして、基準改正・様式改訂がありました。
それに伴い、変更した申請様式等を掲載しております。
省エネ関連の基準においては、経過措置期間用の書式がありますので、該当期間を確認の上、
様式を選定して申請してください。

●変更の概要

- | | | |
|----------|-----------|--|
| 基準 | ： 省エネ関連基準 | 断熱等級4又は一次エネルギー等級4又は等級5
→断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6以上
耐震性・高齢者対策に関しては基準の変更なし |
| 経過措置期間あり | | 令和5年12月31日までに建築確認を受けた住宅
又は令和6年6月30日までに建築された住宅に
ついては、経過措置として、断熱等性能等級4以
上又は一次エネルギー消費量等級4以上のいずれ
かに適合（旧基準） |
| 表記 | ： 等級の表記変更 | 現状例)『耐震等級2又は耐震等級3に適合』
上記表記の証明書の、適合する等級に丸を付け交付
していた証明書ですが、今後は『耐震等級2以上』
という表記となり、明確な等級表記ができなくな
ります。そのため、今後、耐震等級3表記の証明書
が必要な場合は性能評価等を取得するようお願い
いたします。 |